

入会金及び会費に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 本会に、定款第5条第1項の規定により次の会員を置く。

(1) 正 会 員

(2) 賛助会員

(3) 特別会員（都道府県）本会の目的に賛同して入会した都道府県

特別会員（法人） 本会の目的に賛同して入会した、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人。

特別会員（個人） 本会の目的に賛同して入会した、清掃事業に関し学識経験を有する個人。

(4) 名誉会員

(入会金)

第3条 会員は、入会するときに、入会金を納入しなければならない。但し、名誉会員は除く。

2 入会金の額は、会員種別に応じて各号のとおりとする。

(1) 正 会 員 10,000 円

(2) 賛助会員 500,000 円

(3) 特別会員（都道府県） 5,000 円

特別会員（法人） 10,000 円

特別会員（個人） 2,000 円

(会 費)

第4条 会員は、入会するときに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。但し、名誉会員は除く。

2 年会費は、会員種別に応じて各号のとおりとする。

(1) 正 会 員 別表1のとおりとする。

(2) 賛助会員 別表2のとおりとする。

(3) 特別会員（都道府県） 年額 30,000 円

特別会員（法人） 年額 50,000 円

特別会員（個人） 年額 10,000 円

3 特別会員（個人）については、理事会が別に定めるところにより、会費を免除することができる。

(入会金、会費の納入等)

第5条 入会金は入会するとき、会費は毎年度当初に金額及び納入期日を会員に通知するものとし、通知を受けた会員は指定の期日までに納入しなければならない。

2 年度の中で入会する会員の会費については、会費にその年度の残月数を乗じて12で除した金額を徴収する。(円未満切捨て)

3 年度の中で退会した場合、又は除名された場合においても、その年度の会費年額を納入しなければならない。

附 則

この規則は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日から施行する。

別表1 (第4条第2項第1号)

人口区分	年会費(円)	備考
500万人以上	2,416,000	1 人口区分は、前年度4月1日の人口(総務省統計局の4月1日人口)による。 2 一部事務組合及び広域連合の会費額は、構成市区町村の合計の人口により算出する。但し、その中に会員市区町村が含まれる場合は、その人口を差引いた人口により算出する。 また、会員市区町村のみで構成する場合は、5万人未満の人口区分を適用する。
500万人未満	1,213,000	
150万人未満	709,000	
90万人未満	458,000	
70万人未満	346,000	
50万人未満	243,000	
40万人未満	190,000	
30万人未満	150,000	
20万人未満	116,000	
15万人未満	104,000	
10万人未満	92,000	
5万人未満	80,000	

別表2 (第4条第2項第2号)

資本金額	年会費(円)	備考
10億円以上	470,000	1 資本金額は、前年度4月1日の資本金による。
10億円未満	360,000	
1億円未満	250,000	
1千万円未満	190,000	